



## いじめの防止等をさらに推進するため、第三者を含めた組織を設置します。 ※区に設置する組織は、平成29年7月から設置します。

### 【区に設置する組織】（第12条～第14条）

目黒区いじめ問題対策連絡協議会

・いじめの防止等に関する機関の連携を図ります。

目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会

・いじめの防止等の対策の実効的な実施について調査等を行います。  
・重大事態が発生した場合の調査を行います。

目黒区いじめ問題再調査委員会

・教育委員会が行った調査について、区長が必要があると認めるときは、再調査を行います。

### 【学校に設置する組織】

学校いじめ対策委員会

・いじめの防止等の対策に組織的に対応するための調査・検討を行います。

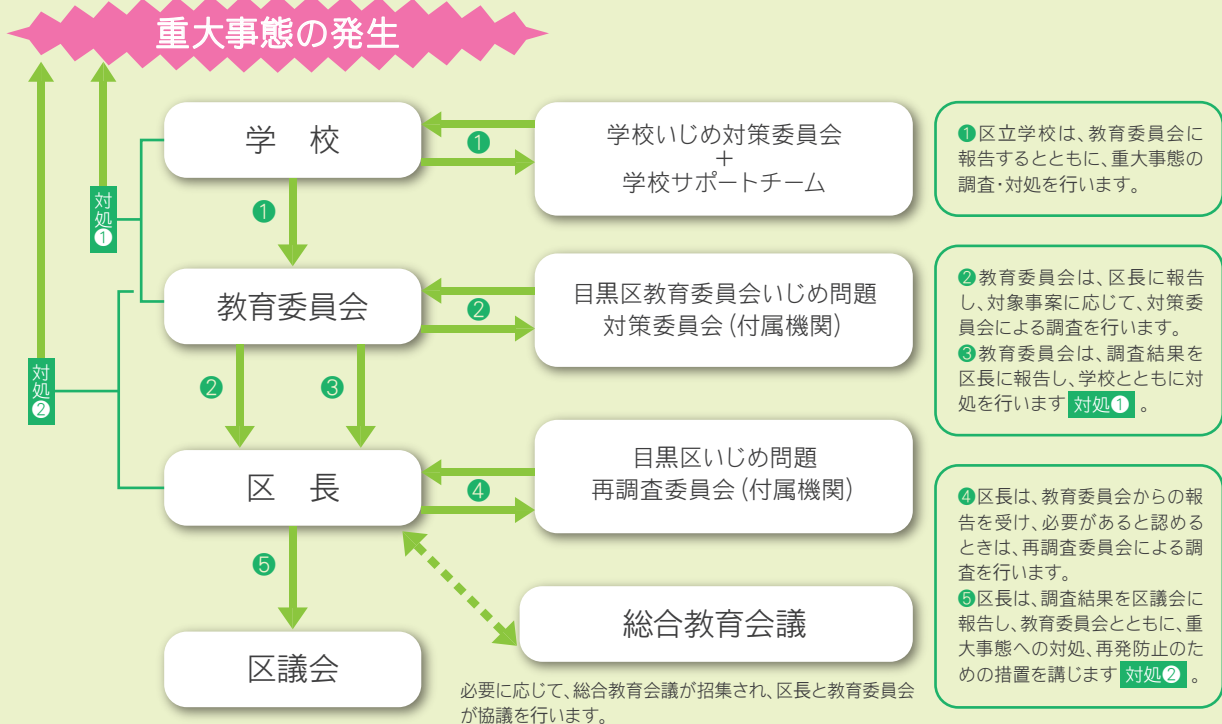
学校サポートチーム

・学校だけでは対応しきれない場合に、関係機関の職員や専門家等によるサポートチームが、対策委員会を支援します。



## 重大事態が発生した場合は、学校・教育委員会と区が一体となり、速やかに対処に当たります。

### ●重大事態が発生した場合の流れ



重大事態とは・・・①いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合  
②いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合